2022 Oxford 夏季英語研修 (運営:CIE)

Plan 1 A·B)Oxford 大学 St Hilda's College <16/14 日間 >

Plan 2 A·B 英語&ホームステイ <22/24 日間 >



旅行企画・実施 UTS国際教育センター TEL 03-6418-0711

 Plan 1-A
 < 利用航空会社:日本航空>

 598,0 其終了 16 日間 / 578,000 円・14 日間

558,0000円・24日間 / 568,000円・24日間

不思議の町 オックスフォードへようこそ!



ロンドンから列車でわずか 1 時間弱。なだらかな丘陵地帯に、英語圏最古の大学町オックスフォードがあります。ちょうど日本の京都がそのまま大学町になったような、長い歴史と学問の中心地としてのエネルギーを秘めた、とても魅力的な町です。

人口は約16万人。オックスフォー ド州の州都でもあり、大学が興る前 は交易都市として栄えていました。 大学の創立時期は明らかでなく、11 世紀頃から学生と教授が集まり始 め、徐々に形成されてきたとされて います。13世紀、僧院を基盤とし た大学の勃興に脅威を感じた市民と 大学側(Town & Gown)の対立が 流血の抗争にまで発展。この対立を 逃れた学者たちがこの地を出て、ケ ンブリッジ大学を作りました。自然 科学に強いケンブリッジ大学に対し て、オックスフォード大学は人文・ 社会科学の分野で優れた実績を持 ち、歴代の英国首相、ノーベル賞受 賞者を多く輩出しています。町の中 心部は大学の建物で占められていま すが、周辺には豊かな緑の公園や住 宅街が広がり、郊外にはのどかな田 園地帯が広がっています。

オックスフォード大学は 45 のカレッジから成る集合体



オックスフォード大学という名称は、800年の間に設立された45のカレッジ(正確には39のカレッジを6つのホールと呼ばれるキリスト教系のカレッジ)の総称として使われています。ですから市内を探してもオックスフォード大学という名のキャンパスはありません。45のカレッジは市内にそれぞれのキャンパスを持ち、独自の校舎や図書館、寮、ダイニングホール、教会などを揃えています。

Oxford is not only a beautiful city but it also has a rich cultural tradistion.

壮麗なカレッジの建物群 英国の知性が息づく町 オックスフォードで学ぼう!

わずか1平方マイル弱の空間に集約されるオックスフォード大学の建物群。この小さな空間から、人々の世界観を変えるような哲学者、詩人、文学者が生まれてきました。この町には、人々の想像力を掻き立て、新しい世界へと導く、不思議な力があるようです。





47 年にわたり Oxford 研修を企画・運営

オックスフォード研修を企画・運営するのは、市内中心部に位置する CIE - College of International Education, Oxford です。

CIE は英国政府機関 British Council および BAC - British Accreditation Council の認可を持つ教育機関で、設立は 1974 年。以来、英語教育はもちろんのこと、オックスフォードが有する教育的価値を取り入れた様々な研修を、47 年間提供し続けています。常駐の日本人スタッフが日本から来る学生のサポートを行っています。

■オックスフォード研修・実施実績 ※日本の教育機関 信州大学、法政大学、杏林大学、川村学園女子大学、 東洋大学、専修大学、獨協大学、東邦大学、東京家政 学院大学、作新学院短大、中部大学、愛知学院大学、 中央大学杉並高校、浅野中学高校、法政大学中学高校、 法政大学第二中学高校、法政大学国際高校、東洋大学 牛久高校、聖学院高校

Plan 1 - A/B

オックスフォード大学での 学びを満喫する 夏季限定プログラム

- 午前はテーマを通して、英語「で」学ぶ CLIL 授業
- 授業はたっぷり1日5時間
- 午後はチーム単位でプロジェクトワーク 現役 Oxford 大生のサポートを受けながらプレゼンへ!
- 研修場所は Oxford 大学 St Hilda's College カレッジキャンパスで学び寮に滞在
- 日本の大学生を対象にしたプログラム



費用・日程 Plan 1-A Plan 1-B New! 出発日→帰国日 期間 16 日間 8/7 (日) → 8/22 (月) 8/30 (火) → 9/12 (月) 14 日間 598.000 円 旅行代金 *578.000* ⊨ 朝:東京(羽田)発。直行便にてロンドンへ 08:50 東京(羽田)発。直行便 JL043 にて ロンドンへ 15:50 ロンドンヒースロー空港到着。出迎えを受け、専用車にて滞在先へ。≪学生寮泊≫ -えれ ≪= 【革語研修】 満席のため 【英 ■授業は月~金曜日、1日5時間授業 午前:テーマレッスン 午後:プロジェクトワーク Ť 募集終了と 3 午後 1 クラス最大 12 名、平均 8 ~ 10 名。 ■授業後の週2回はアクティビティ ■フリータイムには、カレッジや博物館巡 14 ■ 排 なりました パンティングなど、オックスフォード IJ. - K を探検してみましょう。 ≪学生寮泊≫ な‡ 泊≫ 早草 午後、専用車でヒースロー空港へ チェックイン手続きを行います。 13 19:20 ロンドン発、直行便 JL044 にて東京へ 午前:ロンドン発、直行便にて東京へ ≪機中泊≫ ≪機中泊≫ 16 朝:東京(羽田)着 14 17:25 東京(羽田)着 市空便の発着時間は変更になる場合があります

- ■最小催行10名。日本の学生が募集対象。■添乗員:なし。現地スタッフがお世話します。
- 利用予定航空会社:日本航空

《地方発着追加料金》 大阪・名古屋: 10,000 円 札幌・福岡: 20,000 円

- 旅行代金に含まれるもの
- ・旅行日程に明示したエコノミークラスの航空運賃・ロンドン空港から往復送迎費・旅 行日程に明示した授業料・教材費・寮滞在費(個室・毎朝食&平日の昼食)
- ■旅行代金に含まれないもの
- 上記以外の全ての費用。その一部を例示します。
- ・羽田空港施設使用料 (2,950 円)・国際観光旅客税 1,000 円・現地空港諸税 (23,500 円)・燃油付加運賃 (74,400 円)・超過手荷物料金・渡航諸手続費用・現地での個人的諸費用・海外旅行保険費用 ※上記現地空港諸税、燃油サーチャージで確定です。

Oxford 大学のキャンパス St Hilda's College



英語研修が行われるのは、オックス フォード大学のカレッジのひとつ St Hilda's College です。1893年に女子大 として設立。2008年オックスフォード 大学のカレッジとして最後に共学とな りましたが、現在では学部、大学院と もにほぼ男女同数の学生が学んでいます。 市の中心部から徒歩 15 分ほど、High Street の東の端に位置し、Magdalen Bridge を渡ったチャーウェル河畔の静 かな環境に位置しています。

日本の女子教育の先駆者 津田梅子女 史も 1899 年、創立間もない St Hilda's College で数か月の留学生活を送ってい

テーマを深堀りする授業 英語で考え、意見を述べる



午前中の授業は CLIL(Contents and Lanuage Intergrated Learning) 方式で行 います。オックスフォードならではの -マや、イギリスの文化や歴史に関連 した学びを行います。英語を学ぶのでは なく、英語「で」様々な事象を、興味深 く掘り下げます。授業中、先生はいろい ろな視点で学生に質問投げかけたり、日 本との比較して説明を求めたりします。 扱うテーマは一見難しそうですが、分か りやすい英語で解説しますので、英語力 が不安な方でも楽しく取り組めます。

Oxford 大生と一緒に プロジェクトワーク



午後はプロジェクトワークを行いま す。チーム単位で決めたテーマに沿っ て、例えば街頭でイギリス人にインタ ビューを試みたり、アンケートをとっ たり、また図書館で調べるなどしなが ら、各自のテーマを掘り下げます。最 終日にはテーマを分かりやすくまと め、英語でプレゼンテーションを行 います。このプロジェクトには現役の オックスフォード大生も参加し、最終 日のプレゼンまで、皆さんをサポート します。



《テーマ例》

- ・オックスフォードの美術、建築
- ・イギリス史における宗教
- ・多文化について
- SDGs
- ・ビジネスについて

更に、Debating & Discussion では日本 とイギリスに関わる時事問題やオックス フォードのファンタジー文学についてな ど、身近かなテーマで英語を実践します。



J// 英語「で」学ぶテーマ授業 授業はたっぷり1日5時間。 午前中はテーマを通して学ぶ!

週末は日帰りツアー

歴史や文化を訪ね、小 さな旅にでかけよう!



カレッジの寮 (個室)に滞在

Oxford 大生と一緒に プロジェクトワーク

	◆1週間 0)スケジュール例	9			
		月 火 水 木 金	土日			
	9:00 - 10:00	英語レッスン(1) Theme sson	※ ●			
	10:05 - 11:05	英語レッスン (2) Theme Lesson	※希望者は 週末は7			
	11:15 - 12:15	英語レッスン(3) Debate & Discussion	_` ij			
	2 :15 - 13:30	昼食: カレッジのダイニングホールで昼食 ※費用に含まれます	帰			
	13:30 - 15:45	英語レッスン (4) (5) 最終日は チーム単位でのプロジェクトワーク プレゼンテーション				
0	15:45 -	週 2 回はアクティビティが行われます				

Plan 2-A

国際クラスで英語を学び ホームステイ体験も!

- 国際クラスでの英語学習
- 事前のオンラインテストでクラス分け
- 授業はたっぷり1日5時間の集中英語コース
- オックスフォード市内の一般家庭でホームステイ



国際クラスの英語レッスン 週 25 時間の集中コース



市の中心部にある CIE-Oxford 校にて、 午前中と午後、週25時間の英語レッ スンを受講するインテンシブコース です。事前のプレイスメントテストに より分けられた、レベル別の国際クラ スで学びます。1 クラスは最大 12 名 (平均8~10名)。1限目は文法と作文、 2限目はトピックをテーマにしたリス ニングと会話、3限目はより正確で流 暢な表現、4・5限目は午前中に学ん だ内容を発展させたディスカッショ ン、プロジェクトなど、幅広く実践的 に英語を使うカリキュラムです。

研修中はオックスフォード市内の 一般家庭にてホームステイをしま す。ホームステイ先では一人部屋 と朝夕食が提供されます。通学は バスを利用し平均通学時間は30 ~ 50 分。

	費用・日程							
	出発	日→帰	相目	期間	旅行代金			
8/	21 (E	∃) → (9/11 (日)	22 日間	558,000 円			
《均	也方発:	着追加	料金》					
大	阪・名			札幌・福	岡: 20,000円			
1	午前 午後 受け				てロンドンへ 回着。出迎えを			
2		研修】 業は さ ラス を		冬了[
20	■ない	イング		クスフォー	する。 動物館巡り、/ を探検してみ			
21	チェ	ックイ		空港へ。 そ行います。 路直行便に				
22	午後	:東京	(羽田) 着	善 。				

■最小催行 10 名 ■ 添乗員: なし。

■ 旅行代金に含まれるもの

・旅行日程に明示したエコノミークラスの航空運賃・ ロンドン空港から往復送迎費・旅行日程に明示した授 業料・教材費・ホームステイ宿泊費(個室・朝夕食付)

■ 旅行代金に含まれないもの

上記以外の全ての費用。その一部を例示します。 ・羽田空港施設使用料(2,950円)・国際観光旅客税 1,000円・現地空港諸税(23,500円)・燃油付加運賃 (74,400円)・超過手荷物料金・波航諸手続費用・現 地での個人的諸費用・海外旅行保険費用・現地滞在 中の交通費

※上記現地空港諸税、燃油サーチャージで確定です。

Plan 2-B

Oxford の伝統校! Kings Oxford で英語研修

- 午前中は週20レッスン(15時間)の英語授業
- 週 28 レッスン(21 時間)への追加もあり!
- 14 名以下の国際クラスで学ぶ
- 豊富なアクティビティ。週2回は無料のものも!
- 市内の一般家庭でホームステイ



創立 60 年以上の伝統校 Oxford のど真ん中に立地



イギリスとアメリカ5都市に学校を運営 するキングスグループ。その中で最も古 くから開校しているのがオックスフォー ド校。英語はもちろん、大学進学を目指 す学生のためのアカデミック科目の授業 も行っており、語学の次のステップを目 指す意識の高い学生が多く学んでいま す。市内に3つの校舎があり、英語コー スは市中心部にある St. Vimeo 動画で

Michael キャンパスに 学校を覗いてみよう! て開講しています。夏 季研修では週20レッス ン(週 15 時間)のコン パクトコースを受講。

放課後には、様々なア

クティビティが企画されており、週2 回は無料で参加できる活動が用意され



■ Compare は C

費用•日程

出発日→帰国日

8/20 (±) → 9/12 (月) 24 目間 568,000 円

集中コース週 28 レッスンへ追加料金

《地方発着追加料金》

大阪・名古屋: 10,000円 札幌・福岡: 20,000円

23:35 東京 (羽田)発。直行便 JL41 にてロンド

早朝:ロンドンヒースロー空港到着。出迎えを受け、専用車にて滞在先へ。 ≪ホームステイ泊≫

【英語研修】

■授業は月~金曜日、週 20 レッスン (週 15 時 間) 授業。1 クラス最大 14 名

■授業後は学校のアクティビティに自由参加。

22 ■フリータイムには、カレッジや博物館巡り、パンティングなど、オックスフォードを探検してみ ≪ホームステイ泊≫

専用車でヒースロー空港へ。 チェックイン手続きを行います

09:40 ロンドン発、空路直行便 JL042 にて東京へ。 ≪機中泊≫

24 07:45 東京(羽田)着。

■最小催行 10名 ■ 添乗員:なし。現地スタッフがお世話します。 ■ 利用予定航空会社:日本航空

■旅行代金に含まれるもの

・旅行日程に明示したエコノミークラスの航空運賃・ロンドン空港から往復送迎費・旅行日程に明示した授 業料・教材費・ホームステイ宿泊費(個室・朝夕食付)

■ 旅行代金に含まれないもの

■ 派行り記述という。 ・ 沢田空港施設使用料(2,950 円)・国際観光旅客税 1,000 円・現地空港諸税(23,500 円)・燃油付加運賃 (74,400 円)・超過手荷物料金・渡航諸手続費用・現 地での個人的諸費用・海外旅行保険費用・現地滞在

※上記現地空港諸税、燃油サーチャージで確定です。

オーラを肌で感じる オックスフォードの町



名古屋工業大学 3年Gさん (2019年参加)

英語の学習はもちろんのこと、観光、スポーツ、ショッピング、音楽…etc. 本当にやりたい放題の3週間だった。オックスフォードの落ち着いた雰囲気、伝統的な建物の荘厳感など、今までの人生で感じることがなかった素晴らしいオーラを肌で感じることができ、幸せだった。

"Cornmarket Street" や、道なりの建物、人の賑わい、ストリートミュージシャン等々。歩いているだけで楽しかった。そこで、そのゆるさを使って自分も Saxophone を演奏した!! かなり緊張したが、2 曲目以降は余裕が出て来て、周りの人の様子や建物に響く自分の楽器の音が良く聞こえ、とても感動した!! いつのまにかお金(コイン)が集まっていて合計で約500円くらい稼がせていただき、感謝で一杯です!! イギリス、オックスフォードは最高でした。

大学生活最後の夏休みを オックスフォードで



法政大学 4 年 Y さん (2019 年参加)

研修の最初は「長い」「早く帰りたい」という一心だったが、気づいたら、「このままイギリスにずっといたい」と思っているほど、楽しい滞在だった。大学では、単位を取ることに必死で本質的な勉強はあまりしてこなかった。しかし、日本とは全く違う環境に身を置くことで"ガチで"英語の勉強をすることができたと思う。

研修を振り返ると、何よりもホストマザーの存在が大きかったと感じている。初対面の時は怖かったが、最後にはお互い涙目になってしまうほど、お互いの距離が縮まったのではと思う。初日と最終日には近くのパブに連れて行ってもらった。お酒を交わし音楽を聴きながら、様々な話をしたのは、一番の良い思い出かもしれない。

英語の技術だけでなく対話力のある人達に圧倒

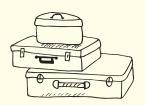


獨協大学 1年Sさん (2017年参加)

世界最高の大学の雰囲気を味わいた くて参加した。授業は日本、イタリ ア、ロシア、中国、香港といった多国 籍の学生がいるクラスだった。教師は 英語の先生とは言え、知識が多岐にわ たり、すごくレベルが高かった。僕 はもともと抽象的な物事を論理的に 分析するのが好きで、だから Art がト ピックの授業で、例えば「空っぽの部 屋にホウキを置いただけのものも芸 術と呼べるのか?」という議論の時は ワクワクだった。他国の学生のレベ ルはすごく高かった。ディスカッショ ンをペアでやったときも、すらすらと 意見を英語で説明してきた。英語の技 術だけでなく、対話力がある人達が多 くて圧倒された。午後の授業でやった プロジェクトもなかなかで、テレビの ニュースショーを作ったり、オックス フォードの紹介ビデオを制作したり した。

Student Testimonials!

^{先輩たちの} **体験レポ!**







慶應義塾大学2年Tさん (2019年参加)

様々な国の人と出会う楽しさ

大学のプログラムだと同じ大学の学生のみのクラスなのに対して、このプログラムは日本人でも様々な大学から来ており、また外国人とも同じクラスになるので英語づくしになって、交流の場も広げられると思い、参加した。

授業は一週間単位で進められる形式だったことが非常に良かった。週単位で1つのテーマに焦点を当てて学ぶので、理解や単語の習得が進めやすかった。他国の学生が一緒のクラスにいたことで、英語という共通言語を介して他国の習慣や制度を知ることができて、視野が広がった。逆に日本のことを尋ねられたので、普段自分がどのように周りの世界を見ているのかも知ることができて印象的だった。午後のスポーツアクティビティでは、クラスの先生も率先して参加をして、一体となって楽しむことができ、先生との距離の近さも感じられた。

異文化にどっぷりつかったホームステイ「I feel comortable with you」という ホストの言葉に感激!

日本にいても他の家庭で1ヵ月過ごすなんていう経験はなく、それを異国のイギリスで、しかもインド人ご夫婦とロシア人のホストメイトと過ごせたことは非常に良い経験になった。日々それぞれの国の慣習や文化の違いに遭遇し、日本人以外の人の暮らし方を目で見、肌で感じ、どっぷりつかることができ、「違い」というものへの抵抗感が薄まり、受容力が増したと思う。同時に人の優しさにも触れることもできた。ファミリーは伝えようとすることを感じ取って下さり、「家にいるようにリラックスして自由に過ごしてね」そして、こちらが泊まらせてもらう身なのに、「I feel comfortable with you」と言ってもらった時は本当に嬉しく、第2の家族という感じがした。

日本では気づかなかった事で 溢れていた

今回の留学では英語の勉強はもちろん、他国の人と交流し、授業の中では各国の制度や文化について話し合い、どのような考え方を彼らがもっているかを実際に感覚的にも知ることができたのがとても印象的だった。ロシア人の頭の回転の早さと主張の強さに圧倒されながら、必死に日本はどうだ?自分はどうだ?と考え、じゃあこの発言の仕方の違いは何だろうと考え…。日本では考えたことのない視点で物事を考える機会にあふれていたことが、大きな収穫だったと感じている。

出発までの_Step

留学成功の秘訣は何といっても計画性。プログラム説明ウェビナーやカウンセリングを活用し、早めに計画を立てましょう。

01 説明会・ウェビナー・カウンセリングに参加

出発を希望する時期からさかのぼって、早めに具体的な検討を始めましょう。 まずは情報収集。自分の目的を明確にし、それが希望する研修で実現できるのか、検討しましょう。

■UTSのカウンセリング、説明会

プログラムの内容をもっと知りたい! そんな時は UTS のカウンセリングをご利用下さい。カウンセリング方法は、オンライン (Zoom)、ご来社、お電話、E-mail など、ご都合に合わせてお気軽にご相談下さい。説明会ウェビナーも開催します。

【カウンセリング】

日時:月〜金曜日(祝日を除く) 09:00~17:00 場所:UTSオフィス(JR 渋谷駅徒歩10分)、またはZOOM

TEL: 03-6418-0711

E-mail: tabigaku@uts-japan.co.jp ■カウンセリング予約は

こちらから⇒⇒⇒





02 申込み

お申し込みは所属大学の大学生協旅行取扱店舗にてお手続きいただけます。参加プログラムが決まったら、大学の生協力ウンターにてご相談ください。お申込書をご記入いただき、お申込金 50,000 円(※旅行代金の一部)をお支払いいただく形となります。お申込書とお申込み金の受け取りをもって正式な申込みとさせていただきます。お申込書の記入方法、お申込金の支払い方法など詳しくは生協力ウンターにてご確認ください。

03 渡航準備

■渡航準備

日本から持っていく荷物の準備、海外旅行保険や国際電話などの加入、生活費の準備と換金についてなど、UTS がお渡しする研修の手引書を参考に渡航の準備を進めます。

- ・パスポート取得(未取得者のみ)
- ビザについて (該当者のみ)
- ・海外旅行保険の加入
- ・現地通貨の準備 (トラベルマネーカード、クレジットカードなど)
- ・携帯電話などの準備

■ビザについて

渡航先の国、また渡航者の国籍によって、出発前にビザの取得が必要な場合があります。このパンフレットで紹介するプログラムに参加する<u>日本国籍者の場合</u>は、以下のようになっています。外国籍の方には別途ご案内します。

イギリス : 6か月未満の滞在は、事前のビザ取得不要

■旅行代金のお支払い

旅行代金の残金を大学生協にてお支払いいただきます。生協からの案内に沿ってお支払いのお手続きをお願いいたします。

■出発目オリエンテーション

出発前の最終確認を Zoom にて実施します。

04 出発

いよいよ出発です。当日は航空便出発の $2\sim3$ 時間前までに、空港にご到着下さい。空港内の指定カウンターにて、係員より往復航空券をお受け取り下さい。

旅行条件。申し込む前にお読み下さい

〈募集型企画旅行〉本条件書は旅行業法第12条の4・5に定める取扱い条件説明書および契約書面の一部となります

【1】 当社パンフレットについて

当社のパンフレットは、旅行業法第 12 条の 4 に定める取り引き条件の説明書面及び同法 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

【2】募集型企画旅行契約

- 1.この旅行は、株式会社ユーティエス(以下「当社」といいます) が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客 様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」とい います)を締結することになります。
- 2. 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿 泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができ るように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 3. 旅行契約の内容は、パンフレット、本旅行条件書、申込書、 出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当 社主催旅行契約約款によります。

【3】旅行の申込と旅行契約の締結

- 1. 当社所定の申込書に記入の上、申込金 50,000 円を添えて お申し込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として 繰り入れます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾をし、 申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
- 2. 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による 旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予 約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予 約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、 当社に申込書と申込金を提出しなければなりません。期間 内に申込金を提出しない場合は、当社は予約はなかったも のとして取り扱います。

【4】お申し込み条件

- 1. 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないときは、お申込をお断りすることがあります。
- 2. 障害、疾患をお持ちの方、あるいは現在健康を害している方などで特別な配慮を必要とする場合はお申込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。必要に応じて医師の診断書を提出して頂きます。また旅行の実施に支障をきたすと当社が判断する場合は同伴者の同行を条件とさせて頂くか、ご負担の少ないほかの旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 3. お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事に より医師の診断または加療を必要とする状態 になったと当社が判断する場合は、旅行の円 滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。 これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- 4. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- 5. その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお 断りすることがあります。

【5】確定書面

- 1. 確定した旅行日程、航空機の便名および宿泊先については 旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかの ぽって七日目に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされ た場合にあっては、旅行開始日)までにお渡しいたします。
- 2. 前1の確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を 管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面 に記載するところに特定されます。

【6】旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算して、さかのぼって 21 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

【7】渡航手続き

旅行に要する旅券、査証、予防接種などの渡航手続きはお客様 ご自身の責任とご負担で行っていただきます。

【8】旅行代金に含まれるもの

- 1. 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の 運賃
- 2. 旅行日程に含まれる送迎車等の料金(空港、駅と宿泊場 所)。
- 3. 旅行日程に明示した観光の料金。
- 4 旅行日程に明示した宿泊の料金及税サービス料。
- 5. 旅行日程に明示した食事料金。
- 6. 航空機による手荷物の運搬料金。お一人様1個の手荷物で 23Kg 以内のものが原則ですが、方面・等級により異なります。 手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送委託手 続きを代行するものです。
- 7. 添乗員付コースの場合の添乗員同行費用。
- *上記の諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくて も費用の払戻しはいたしません。

【9】旅行代金に含まれないもの

第8項に記載されたものの他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- 1. 超過手荷物料金
- 2. クリーニング代、電報電話代、個人的に支払った心付、その他個人的性質の諸費用及びそれに伴う税サービス料。
- 3. 渡航手続き関係諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種 料金、渡航手続き代行料金)。
- 4. 運送機関が課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)
- 5. 日本国内の空港施設使用料、海外空港諸税
- 6. 日本国内におけるご自宅〜発着空港間の交通費、宿泊費。 7. コースに明示された場合を除き、研修中に使用する教材費。 8. 研修中に希望者に対して実施される課外活動や小旅行。

【10】旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ理由を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後に説明します。

【11】旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更します。

- 1. 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。
- 2. 当社は、前1の定めるところにより旅行代金を増額するときは、 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当た る日より前に旅行者にその旨を通知します。
- 3. 当社は第10項の規定に基づき旅行内容が変更され、旅行の実施に要する費用が増額または減少したときはその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

【12】旅行契約の解除・払戻し

1、旅行出発前の解除

【1】お客様の解除権

アお客様は、いつでも下記に定める取消料を当社に支払って 旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申 し出は、当社の営業時間内にお受けします。

〈別表1〉

取消料
旅行代金の 10%
旅行代金の 20%
旅行代金の 50%
旅行代金の 100%

注:「ピーク時」とは、12月20日から1月7日間、4月27日から5月6日まで、及び7月20日から8月31日までをいいます。

- イお客様は、次のいずれかに該当する場合、旅行開始前に取 消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- a. 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が〈別表 2〉 の左欄に挙げるものその他の重要なものであるときに限りま す。
- b. 第 11 項 1 の規定に基づき旅行代金が増額されたとき。
- 6. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- d. 当社が旅行者に対し、第5項1の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ウ本項「1の【1】のア」により旅行契約が解除されたときは、 既に収受している旅行代金から所定の取消料を差し引き払 戻しをいたします。 取消料が申込金でまかなえないときは、 その差額を申し受けます。 また本項「1の【1】のイ」によ り旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金 全額を払い戻します。

【2】当社の解除権

- ア当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、 旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、 技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが

判明したとき。

- b. お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円 滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- d. お客様の人数が契約書面に記載した最小催行人員に達しなかったとき。
- e.スキー/スノボーのように、旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- イお客様が第6項に規定する記載する期日までに旅行代金を 支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあり ます。この時は、本項「1の【1】のア」に定める取消料に 相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- ウ当社は、本項「1の【2】のア」に揚げる事由により旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(別表1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。
- 2、旅行開始後の解除

【1】お客様の解除権

アお客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権 利放棄とみなし、一切の払い戻しをおこないません。

イ旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係わる部分をお客様に払い戻しいたします。

【2】当社の解除権

- ア当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、 旅行者に理由を説明して、旅行契約の一部を解除すること があります。
- a. お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- おいている。 お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の 指示に従わないなど団体行動の規律を乱し、当該旅行の 安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- イ本項「2の【2】のア」に基づいて旅行契約を解除したときは、 当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた 旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- ウ本項「2の【2】のア」に記載した事由でお客様又は当社が 旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供 を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消 料、達約料、その他の名目で既に支払い、又は支払わな ければならない費用があるときは、これをお客様の負担とし ます。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだ その提供を受けていない旅行サービスに係わる部分の費用 から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれか ら支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差 し引いても戻したします。
- エ本項「2の【2】のア」の a. c. により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

【13】旅行代金の払いもどし

当社は、「第11項の規定により旅行代金が減額された場合」 又は「前12項の規定により旅行契約が解除された場合」に おいて、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行 開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7に契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

【14】当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

【15】添乗員

添乗員の有無はパンフレットに明示します。

〈募集型企画旅行〉本条件書は旅行業法第 12 条の4・5 に定める取扱い条件説明書および契約書面の一部となります

【16】当社の責任

- 1. 当社は、募集企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当 社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」という)が故 意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠 償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります
- 2. お客様が以下に例示するような事由により、損害を被った場合 は、当社は原則として本項1の責任を負いません
- ア天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程 の変更もしくは旅行の中止。
- イ運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのため に生じる旅行日程の変更または旅行の中止。
- ウ官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離また はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
- 工自由行動中の事故。 才食中毒 力盗難
- キ運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更な ど又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞在時 間の短縮
- 3. 手荷物について生じた本項 1 の損害については、本項 1 の規 定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、21日以内 に当社に対して通知があったときに限り、賠償いたします。た だし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人 あたり最高 15 万円までといたします。

【17】特別補償

- 1. 当社は、第16項1の当社の責任が生ずるか否かを問わず、 当社募集型企画旅行契約約款特別補償規定で定めるところ により、お客様が主催旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事 故によりその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害 について補償金又は見舞金を支払います
- 2. 本項 1 にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含 まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、 その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅 行参加中とはいたしません。
- 3. お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の 故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含ま れない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー 搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、 ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに 類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本 項1の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運 動が主催旅行日程に含まれている時は、この限りではありませ
- 4. 本項 1 に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務

を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行された時はそ の金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも 履行されたものといたします。

【18】お客様の責任

1.お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、も し くはお客様が当社の募集型企画旅行契約約款の規定を 守らな いことにより当社が損害を受けた場合は、当社は お客様から損 害の賠償を申し受けます。

2.お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された 旅 行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と 異なる旅 行サービスが提供されたと認識したときは、旅 行地において速や かにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス 提供機関又はお申込店に申し出 なければなりません。

【19】旅程保証

- 1. 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(ただし次 の(1)(2)(3)で規定する変更を除きます。)が生じた場合は、 旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償 金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。 当該変更について当社に第16項1の規定に基づく責 任が発生することが明らかである場合には、変更補償金として ではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います
- (1) 次に掲げる事由による変更の場合は当社は変更補 償金を 支払いません。
 - ア旅行日程に支障をきたす悪天候、天災地変 イ戦乱 ウ暴動 エ官公署の命令
- オ欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提 供の中止
- カ当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- キ旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- (2) 第12項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除され たときの当該解除された部分に係る変更の場合当社は変更補 僧金を支払いません
- (3) 次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最 終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パン フレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」 は、当社は変更補償金を支払いません。
- 2. 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者一名に対して一 旅行契約につき旅行代金に 15%を乗じた額をもって限度としま また、旅行者一名に対して一旅行契約につき支払うべき 変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償 金を支払いません。

〈別表2〉

	一件あたりの率(%)		
変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行 開始前	旅行 開始後	
(1) 契約書面に記載した旅行出発日、または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%	
(2) 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%	
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金の ものへの変更(変更後の等級および施設の料金の合計額が契約書面 に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%	
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%	
(5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅 行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%	
(6) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行 便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%	
(7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%	
(8) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%	
(9) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%	
注1.「女行問払前」とは当該亦再について女行問払口の前口までに女名	- 老に通知した	セーステン	

【20】その他

- 1. お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員や現地係員に 依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾 病等の発生等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物 紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した 諸費用が生じたときには、その費用をお客様に負担していた
- 2. お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがあり ますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入してい ただきます。
- 3. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 4. 使用航空座席は特に明示しない場合は原則としてエコノミー クラスを使用します
- 5. 発着空港と旅行契約の範囲については、例えば「東京発」 とパンフレット等に明示した場合で、日本国内の東京以外の他の空港から「追加料金なし又は所定の追加料金でご参 加が可能な旨」を表示した場合でも、旅行契約の範囲は「東 京発から東京着まで」となります。

【総合旅行業務取扱管理者:永原 聡】

語学研修参加のお約束事項

●プログラムの主旨

日本の社会や家庭に独自の習慣や考え方があるように海外研修 で滞在する国にもその風土に根ざした価値観や習慣があります。 自分の物差しだけでそれらを判断するのではなく、相手国の生活 や文化、習慣を尊重し身近に体験することで、相互の国際理解 を深めるのが、海外研修の目的です。

●プログラム全般に関するお約束事項

- すべてのプログラムは主催する学校、団体の校則・規則 により行動して頂きます。内容は主催する学校や団体の事情に より変更される事があります
- 2、このプログラムは東京(成田/羽田)の発着です。ご自宅 空港の往復については各自で手配して頂きます。
- 3、規則を守らず勝手なふるまいが多い時や研修に耐えられな いと判断した時は、ただちに帰国して頂くことがあります。なお、 UTSは帰国に関する一切の責任を負いません。この場合、新た に購入する片道分の航空運賃の出費は本人負担となり、参加費 用の払い戻しは致しません。
- 日本出発後、参加者がUTSに連絡を取るのに要した通信 費は本人負担となります。
- 5、UTSでお申し込みを受け付けた後でも、年齢その他の理由

で学校の判断により申込みをお断りする場合もあります。

●ホームステイ先および研修期間中の生活(Plan2)

受け入れ家庭にはあらゆる人種、宗教、家族構成があります これらに関することや参加者の想像との相違などの理由で滞在家庭 の変更は認められません。また滞在家庭に関する希望は出せませ すが、ご希望に添えない場合があります。

家庭滞在先の決定時期は、各学校、 受入団体によって異なり ます。基本的にはご出発の1週間前が目安です。ただし現地の事 情により家庭滞在先の決定が直前になったり、出発前後に変更にな ることがあります。また、現地事情により、滞在中2つの家庭に滞 在することもあります。

3、家庭滞在先のリストは名前、住所、電話番号を記載してお渡し します。原則としてその他の詳細はお伝えできないことを予めご了承 下さい。ただし本人の希望により、家庭の方々と事前に連絡をとり、 コミュニケーションを図ることは自由です。その際、相手側のプライバ シーを尊重し、無理な質問は差し控えるよう心掛けて下さい

4、宿泊形態や寝具、トイレ、バスルームなどの生活様式はそれぞ れの滞在地域や家庭の生活習慣により異なります。家族の一員とし てその習慣に従って下さい。招待や長時間の個人的外出などは必 ず家庭の許可を得て下さい。家庭の生活スケジュールは尊重し、ど

こかへ連れていくことを強要したり、無理な要求は慎んで下さい。 5、喫煙や飲酒等は受入国および日本の法律に従い、成人の 場合も受入れ家庭の習慣を尊重し、許可を得て下さい。未成 年が許可なく、車、バイク等の運転をすることは禁止です。

6、自分の部屋の片付け、食後のテーブルの片付けなど家族 の一員としての役割や家庭の習慣になっている仕事は進んで手 伝うように心掛けて下さい。

7、国際電話はコレクトコールにて滞在家庭の許可を得て下さ い。長距離および国際電話は参加者負担でするのが原則です。 8. ホストファミリーの都合で食事は自分でとる場合があります。 ただし一方的なものではなく、その旨のアドバイスがありますので、 心配することはありません。

9、家庭に滞在中、参加者が著しくプログラムの主旨や約束事 項、旅行条件に反し、安全かつ円滑なプログラムの実施を妨 げると受入団体が判断した場合は、家庭滞在ではなく、ホテル 滞在に変更されることがあります。この際の宿泊費、食事等は 自己負担となります

上記の各事項は、厳しい条件のように思われますが、日 10. 本で生活している場合と同様のモラルや守るべき事柄です。最 低必要な道徳と礼儀正しい生活を心掛けて下さい。

UTS国際教育センター (株)ユーティエス

観光庁長官登録旅行業第714号 JATA (社)日本旅行業協会 正会員 JATAアウトバウンド促進協議会(JOTC) 教育旅行部会留学WG

〒 150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会長井記念館ビル1階 営業時間:月~金曜日9~17時



≪お申し込みは所属大学の大学生協旅行取扱店舗にて承っています≫

TL 03-6418-0711 \(\times\) uts-group@uts-japan.co.jp